

○大阪広域環境施設組合議会（定例会）会議録（令和7年2月13日）

○議事日程

令和7年2月13日 午後3時30分 開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について
- 第4 報告第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について
- 第5 報告第3号 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について
- 第6 議案第1号 令和6年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）
- 第7 議案第2号 令和7年度大阪広域環境施設組合一般会計予算
- 第8 議案第3号 アンモニア水の取得について
- 第9 議案第4号 かせいソーダの取得について
- 第10 議案第5号 公平委員会委員の選任について
- 第11 議案第6号 懲戒審査委員会委員の選任について

~~~~~（以下 議決を要しない報告等）~~~~~

- 報告第4号 損害賠償額の決定に関する専決処分報告について
- 報告監7の第1号 令和6年度定期監査等結果報告の提出について
- 報告監7の第2号 例月出納検査報告の提出について

○出席議員 21人

|     |            |     |           |
|-----|------------|-----|-----------|
| 1番  | 近 藤 大 君    | 13番 | 福 田 武 洋 君 |
| 2番  | 野 上 ら ん 君  | 14番 | 武 直 樹 君   |
| 3番  | 西 拓 郎 君    | 15番 | 井 上 浩 君   |
| 4番  | 金 子 恵 美 君  | 16番 | 木 村 健 二 君 |
| 5番  | ますもと さおり 君 | 17番 | 五百井 真 二 君 |
| 6番  | 黒 田 まりこ 君  | 18番 | 吉 村 拓 哉 君 |
| 7番  | 梅 園 周 君    | 19番 | 中 田 靖 人 君 |
| 8番  | 片 山 一 歩 君  | 20番 | 松 井 育 人 君 |
| 10番 | 明 石 直 樹 君  | 21番 | 福 本 健 一 君 |
| 11番 | 山 口 悟 朗 君  | 22番 | 服 部 浩 之 君 |
| 12番 | 南 隆 文 君    |     |           |

○欠席議員 1人

9番 司 隆 史 君

○職務のため出席した事務局職員

総務部総務課長代理 嶋 村 浩 一  
 総務部総務課担当係長 児 島 知 仁

## ○議場に出席した執行機関及び説明員

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 管 理 者                 | 横 山 英 幸   |
| 副 管 理 者               | 大 松 桂 右   |
| 事 務 局 長               | 松 井 年 徳   |
| 総 務 部 長               | 村 山 昌 代   |
| 施 設 部 長               | 中 村 俊 一   |
| 総 務 部 総 務 課 長         | 川 崎 邦 夫   |
| 総 務 部 経 理 課 長         | 道 上 竜 太 郎 |
| 施 設 部 施 設 管 理 課 長     | 藤 井 良 一   |
| 施 設 部 建 設 企 画 課 長     | 成 瀬 新 吾   |
| 施 設 部 工 場 建 設 担 当 課 長 | 澄 川 和 典   |
| 西 淀 工 場 長             | 中 尾 友 行   |
| 平 野 工 場 長             | 竹 中 一 純   |
| 東 淀 工 場 長             | 畑 森 俊 伸   |
| 八 尾 工 場 長             | 田 中 哲 也   |
| 舞 洲 工 場 長             | 雑 喉 礼 人   |

## 開 会

令和7年2月13日午後3時30分開会

○議長（野上らん君） ただいまの出席議員が定足数に達しておりますので、これより、大阪広域環境施設組合議会令和7年第1回定例会を開会いたします。

## 開 議

○議長（野上らん君） 本日の会議を開きます。

○議長（野上らん君） この際申し上げます。本日の会議録署名議員に、福本健一君、服部浩之君の御両君を指名いたします。

○議長（野上らん君） この際申し上げます。議事日程に記載のとおり、議決を要しない報告等が提出されておりますので、配付いたしております。

○議長（野上らん君） この際申し上げます。事前に山口悟朗議員より、質疑の参考に資するため資料の配付の申出がありましたので、これを許可し、配付いたしております。

○議長（野上らん君） これより議事に入ります。

○議長（野上らん君） 日程第1、議席の指定を行います。各議員の議席は、各議席に標示のとおりこれを定めます。

○議長（野上らん君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

○議長（野上らん君） お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野上らん君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（野上らん君） 次に、日程第3、報告第1号、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告についてないし日程第5、報告第3号、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告についてを議題といたします。

○議長（野上らん君） 理事者の説明を求めます。  
松井事務局長。

（事務局長松井年徳君、答弁席へ）

○事務局長（松井年徳君） それでは、まず、報告第1号、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について御説明申し上げます。本件は、特定任期付職員の給料月額を改定することとともに、期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正したものでございます。

次に、報告第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について御説明申し上げます。本件は、一般職員の給料月額を改定するため、条例の一部を改正したものでございます。

次に、報告第3号、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について御説明申し上げます。本件は、一般職員の期末手当及

び勤勉手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正したものでございます。

報告第1号ないし報告第3号については、急施を要しましたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年12月3日付けで管理者において専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりまして御報告申し上げるものでございます。

以上、報告第1号、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例急決専決処分報告についてないし報告第3号、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例急決専決処分報告について御説明いたしました。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

（事務局長松井年徳君、自席へ）

○議長（野上らん君） これより採決に入ります。報告第1号ないし報告第3号について、一括して採決いたします。

○議長（野上らん君） お諮りいたします。報告第1号ないし報告第3号について、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野上らん君） 御異議なしと認めます。よって、報告第1号ないし報告第3号について、承認すべきものと決しました。

○議長（野上らん君） 次に、日程第6、議案第1号、令和6年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）及び日程第7、議案第2号、令和7年度大阪広域環境施設組合一般会計予算を一括して議題といたします。

○議長（野上らん君） 理事者の説明を求めます。

松井事務局長。

（事務局長松井年徳君、答弁席へ）

○事務局長（松井年徳君） それでは、まず、議案第1号、令和6年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和6年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算書（第2号）1ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,426万1千円減額いたしまして、総額を198億5,692万7千円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、次のページに記載しております第1表歳入歳出予算補正を御覧いただきたいと存じます。

まず、2ページに記載しております歳入の補正額でございます。第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、10億6,602万9千円の減額を計上しております。

次に、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金につきましては、1,170万2千円の減額を計上しております。

次に、第5款諸収入、第1項雑入につきましては、10億6,347万円の増額を計上しております。

以上によりまして、歳入合計で1,426万1千円の減額となっております。

続きまして、3ページの歳出の補正額につきましては、第4款公債費、第1項公債費につきましては、1,426万1千円の減額を計上しております。

以上によりまして、歳出合計で歳入と同額の1,426万1千円の減額となっております。

次に1ページに戻っていただきまして、第2条債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為を追加するものでございまして、内容につきましては、4ページ、第2表債務負担行為補正を御覧いただきたいと存じます。

現在実施しております鶴見工場建替につきまして、工事内容の追加に伴います債務負担行為の追加設定を行うものでありまして、期間は令和6年度から既に設定しております債務負担行為の終期であります令和30年度まで、限度額42億5,500万円として設定するものでございます。

続きまして、補正予算の概要につきまして、次のページにございます令和6年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）に関する説明書によりまして、御説明申し上げます。

まず、歳入予算につきまして御説明申し上げます。6ページ、7ページを御覧いただきたいと存じます。

上段の第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目分担金につきましては、発電収入の増と歳出の削減などによりまして10億6,602万9千円の減額となっております。各構成団体の内容につきましては、7ページにございますように大阪市が9億3,203万6千円、八尾市が6,805万2千円、松原市が3,078万3千円、守口市が

3,515万8千円の減額となっております。

次に、6ページ下段の第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目廃棄物処理国庫補助金につきましては、鶴見工場建替に係る国庫補助金の年度間調整などが実施されたことによりまして、1,170万2千円の減額となっております。

次に、8ページ、9ページを御覧いただきたいと存じます。第5款諸収入、第1項雑入、第1目廃棄物処理収入につきましては、売電単価の上昇によります発電収入の増によりまして、10億6,347万円の増額となっております。

続きまして、歳出予算につきまして御説明申し上げます。12ページ、13ページを御覧いただきたいと存じます。

第4款公債費、第1項公債費、第2目利子につきましては、地方債の借入期間の変更等によります利子償還金の減によりまして、1,426万1千円の減額となっております。

続きまして、債務負担行為に関する調書につきまして御説明申し上げます。16ページ、17ページを御覧いただきたいと存じます。

新規提出分といたしまして、鶴見工場建替に係る工事内容の追加に伴いまして、限度額42億5,500万円の追加設定をしております。

令和6年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）に関する説明につきましては、以上でございます。

**○事務局長（松井年徳君）** 続きまして、議案第2号、令和7年度大阪広域環境施設組合一般会計予算について御説明申し上げます。

令和7年度大阪広域環境施設組合一般会計予算書、1ページを御覧いただきたいと存じます。

歳入歳出予算につきましては、第1条のとおり、歳入歳出の総額を242億4,606万8千円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、次のページに記載しております第1表歳入歳出予算のとおりとするものでございます。

次に、第2条は地方自治法第214条の規定による債務負担行為でございまして、具体的な内容につきましては、4ページの第2表債務負担行為を御覧いただきたいと存じます。現在実施しております鶴見工場建替につき

まして、工事内容の追加に伴います債務負担行為の追加設定を行うものでありまして、期間は令和7年度から既に設定しております債務負担行為の終期であります令和30年度まで、限度額44億5,700万円として設定するものでございます。

また、既設工場整備事業につきましては、焼却設備の整備のため債務負担行為の設定を行うものであり、期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額2,343万円として設定するものでございます。

1ページに戻っていただきまして、次に第3条は、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債、いわゆる地方債でございまして、具体的な内容につきましては、4ページの第3表組合債を御覧いただきたいと存じます。

鶴見工場建替事業といたしまして限度額26億8,280万円を、また、東淀工場火災復旧事業といたしまして限度額1億4,400万円をそれぞれ起債するものでございまして、利率年5%以内、償還期限を据置期間も含めまして30年以内とするものでございます。

恐縮ではございますが、再度1ページに戻っていただきまして、次に第4条でございまして、一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により、借入れの最高額を10億円と定めるものでございます。

続きまして、予算の概要につきまして、令和7年度大阪広域環境施設組合一般会計予算に関する説明書によりまして、御説明を申しあげます。

まず、歳入予算につきまして御説明させていただきます。6ページ、7ページを御覧いただきたいと存じます。

上段の第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目分担金につきましては、165億5,540万3千円を計上しております。

分担金につきましては、組合規約に基づきまして、構成団体に御負担いただくものでございます。負担割合につきましては、令和7年度の各構成団体のごみ処理計画量を基本に算出してございまして、その内訳につきましては、7ページにございましてように大阪市が142億2,847万7千円、八尾市が10億5,596万1千円、松原市が5億4,679万8千円、守口市が7億2,416万7千円となっております。

6ページ下段の第2款使用料及び手数料、第1項使用

料、第1目使用料につきましては、大阪広域環境施設組合財産条例に基づきます自動販売機の設置料など、行政財産の目的外使用許可に伴う施設使用料といたしまして、975万4千円を計上しております。

8ページ、9ページを御覧いただきたいと存じます。

上段の第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目廃棄物処理国庫補助金につきましては、鶴見工場建替事業にかかる国庫補助金収入といたしまして、12億6,372万7千円を計上しております。

下段の第4款財産収入、第1項財産売払収入、第1目物品売払収入につきましては、焼却工場や破碎施設などにおいて発生いたします工事廃材などの物品売払代金としまして、1,283万3千円を計上しております。

10ページ、11ページを御覧いただきたいと存じます。

上段の第5款諸収入、第1項雑入、第1目廃棄物処理収入につきましては、ごみ焼却余熱による蒸気や破碎施設で回収しております金属の売却収入、門真市のごみ受入れに伴います受託焼却収入や各工場における余剰電力の売却収入といたしまして、35億818万7千円を計上しております。

その他の歳入といたしまして、第2目雑入としまして、6,936万4千円を計上しております。

下段の第6款組合債、第1項組合債、第1目清掃債につきましては、冒頭御説明させていただきましたとおり、鶴見工場建替事業にかかる経費及び東淀工場火災復旧事業に係る経費に組合債の充当を考慮しており、それに係る起債収入としまして、28億2,680万円を計上しております。

歳入予算の概要につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出予算につきまして御説明させていただきます。

14ページ、15ページを御覧いただきたいと存じます。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費につきましては、議員報酬及び議会運営に要する経費といたしまして、344万4千円を計上しております。

次に、16ページから19ページにかけて記載しております第2款総務費、第1項総務費、第1目総務費につきましては、組合の総務管理に要する経費でございまして、16ページにございますように7億1,027万4千円を計上いたしております。事業別といたしましては、17ページの説明1の総務職員費でございますが、総務管理に携わる総務部職員の給料、諸手当等に要する経費としまし

て、3億1,782万5千円を計上しております。

また、説明2の総務管理でございますが、組合の管理運営事務に要する経費といたしまして、3億9,244万9千円を計上しております。

次に、20ページから25ページにかけて記載しております第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費、第1目廃棄物処理費につきましては、焼却工場及び破碎施設の運営や維持管理、整備工事に要する経費や焼却残滓の埋立処分等に要する経費、工場施設建設に要する経費及び廃棄物の中間処理技術の調査・研究に要する経費などございまして、20ページにございますように214億7,942万円を計上しております。

事業別としましては、21ページの説明1の廃棄物処理職員費でございますが、焼却工場、破碎施設及び北港処分地の管理運営に携わる施設部職員の給料、諸手当等に要する経費といたしまして、35億2,874万1千円を計上しております。

説明2の廃棄物処理管理でございますが、施設部の管理運営事務に要する経費といたしまして、279万9千円を計上しております。

次に説明3の焼却処理でございますが、まず、項目1の焼却処理につきましては、焼却工場において適正に廃棄物を処理するために必要となる薬品費等の消耗品費及び光熱水費などの需用費のほか、関係法令に基づく排ガス、排水等の測定経費や、各設備の保守点検費及び法定点検に係る検査手数料など、焼却工場を適正に運営、維持管理するために要する経費といたしまして、38億1,632万7千円を計上しております。

23ページの項目2の焼却工場管理につきましては、焼却工場の管理運営業務に要する経費といたしまして、1,682万7千円を計上しております。項目3の既設工場整備につきましては、焼却炉を停止し、法令で義務付けられた法定点検を実施するとともに、各設備の機能回復や保全のための定期整備工事等に要する経費といたしまして、64億995万円を計上しております。

項目4の工場施設建設につきましては、鶴見工場建替事業に要する経費といたしまして、47億6,300万4千円を計上しております。

これらを合わせまして、21ページの中段にございますように説明3の焼却処理といたしまして、150億610万8千円を計上しております。

次に23ページの説明4の破碎処理でございますが、項

目1の破碎処理につきましては、破碎施設の処理運営のための消耗品費や法定点検に係る検査手数料などに要する経費といたしまして、2,919万9千円を計上しております。

また、項目2の既設破碎施設整備につきましては、焼却工場と同じく、各設備の機能回復や保全のため定期整備工事等を行う経費といたしまして、5億7,708万6千円を計上しております。

これらを合わせまして、説明4の破碎処理といたしまして、6億628万5千円を計上しております。

次に25ページの説明5の埋立処分でございますが、まず、項目1の北港処分地につきましては、焼却工場で発生します焼却残滓を各工場から北港処分地に運搬するための経費や北港処分地において焼却残滓を適正に埋立処分するために要する経費などといたしまして、2億7,000万5千円を計上しております。

項目2の大阪湾広域臨海環境整備センターにつきましては、いわゆるフェニックスセンターにおいて処分する焼却残滓の運搬や投棄処分に要する経費といたしまして、19億5,129万2千円を計上しております。

項目3の処分地造成につきましては、北港処分地の廃水浄化設備や凝集沈殿装置の整備費用、覆土用材に用いる山土の購入にかかる経費などといたしまして、1億813万4千円を計上しております。

これらを合わせまして、説明5の埋立処分といたしまして、23億2,943万1千円を計上しております。

次に、説明6の技術調査・研究でございますが、廃棄物の資源化及び中間処理技術の調査・研究に要する経費といたしまして、605万6千円を計上しております。

26ページ、27ページを御覧いただきたいと存じます。

上段の第4款公債費、第1項公債費、第1目元金につきましては、工場更新・建替事業費等に充当する組合債の元金償還金といたしまして、18億8,236万8千円を、第2目利子につきましては、利子償還金といたしまして、1億6,056万2千円をそれぞれ計上しております。

下段の第5款予備費、第1項予備費、第1目予備費につきましては、1,000万円を計上しております。

以上が、歳出予算でございます。

続きまして、30ページ以降につきましては、給与費用細書を記載させていただいております。

30ページ、31ページにつきましては、監査委員など特別職の報酬でございます。

32ページから33ページにつきましては、一般職の給与費用細書でございます。給与につきましては、大阪市の給与制度に準じて御提案いたしております。

34ページ、35ページにつきましては、職員の給料及び職員手当の増減額の明細としまして、令和6年度予算との増減額の説明となっております。

また、36ページからの給料及び職員手当の増減額の状況につきましては、令和6年10月1日現在における給与等の状況を記載させていただいております。

次に46ページ、47ページにつきましては、債務負担行為に関する調書でございます。

令和7年度以降にわたるものについての調書でございますが、新規提出分といたしまして、先ほど御説明させていただきました鶴見工場建替・運転委託事業の追加分と既設工場整備事業を、また議決済分といたしまして、住之江工場更新・運営事業、鶴見工場建替・運転委託事業を記載いたしております。

最後に、50ページを御覧いただきたいと存じます。

組合債現在高調書でございますが、工場更新事業等に要する経費にかかる地方債の令和5年度末現在高、令和6年度末現在高見込額、令和7年度中の増減見込及び令和7年度末の現在高見込額を記載させていただいております。

令和7年度大阪広域環境施設組合一般会計予算に関する説明については、以上でございます。

以上、日程第6、議案第1号、令和6年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）及び日程第7、議案第2号、令和7年度大阪広域環境施設組合一般会計予算について御説明いたしました。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

（事務局長松井年徳君、自席へ）

○議長（野上らん君） これより質疑を行います。

○議長（野上らん君） まずもとさおり君の質疑を許します。

5番まずもとさおり君。

（5番まずもとさおり君、発言席へ）

○5番（まずもとさおり君） 大阪維新の会まずもとさおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、まず令和7年度予算の概要についてお伺いいたします。

環境施設組合の令和7年度予算について、鶴見工場の

建替事業の本格化などがあり、令和6年度と比較すると歳出総額が大きく増加しているということですが、改めて令和7年度予算の概要について教えてください。

○議長（野上らん君） 理事者の答弁を許します。

道上総務部経理課長。

（総務部経理課長道上竜太郎君、答弁席へ）

○総務部経理課長（道上竜太郎君） お答えいたします。

令和7年度における予算総額は、歳出、歳入それぞれ約242億円となっています。これは、令和6年度当初予算の約198億円と比較して約44億円の増となっています。

主な歳出増加の理由は、御指摘のように、鶴見工場建替事業について、令和7年度から新築建物の工事が増加することにより約24億円増加するためでございます。

また、鶴見工場建替事業のほか、焼却工場・破砕施設の運営維持管理や定期整備工事等にかかる費用が約12億円、焼却残渣の埋立処分にかかる費用が約8億円、それぞれ増加となっております。

以上でございます。

（総務部経理課長道上竜太郎君、自席へ）

○議長（野上らん君） 5番ますもとさおり君。

○5番（ますもとさおり君） 鶴見工場建替事業の歳出が令和7年度から増加することですが、いままでの進捗状況と令和7年度の工事内容、今後の計画について説明をお願いいたします。

○議長（野上らん君） 成瀬施設部建設企画課長。

（施設部建設企画課長成瀬新吾君、答弁席へ）

○施設部建設企画課長（成瀬新吾君） お答えいたします。

鶴見工場建替事業でございますが、令和5年2月の契約後、令和5年4月から着工し、いままで既存工場棟の解体工事等を進めてきており、順調に推移しております。

令和7年度の工事内容でございますが、令和7年2月から着手する新築建物の基礎工事を進めていく予定となっております。

今後の計画ですが、令和8年度から令和9年度にかけて新築建物の建設工事を行います。

令和9年度から令和10年度にかけてプラント設備工事を行い、完成後は試運転期間を経て令和11年3月末に竣

工し、令和11年4月から稼働する予定となっております。

今後も引き続き工事の進捗管理を徹底し、適切に工事を進めてまいります。

以上でございます。

（施設部建設企画課長成瀬新吾君、自席へ）

○議長（野上らん君） 5番ますもとさおり君。

○5番（ますもとさおり君） 工事内容の変更や物価高騰による建設費用の上振れは理解できる場所ではありますが、引き続き建設費の適切な管理に努めていただくようよろしくお願い申し上げます。

ところで、令和6年度9月の議会でわが会派の近藤議員より質疑いたしました、能登半島地震により生じた災害廃棄物の受入協力についてお尋ねいたします。

能登半島地震により生じた災害廃棄物の受入協力については、1月から受入れを開始し、メディアでも取り上げられたところではありますが、受入れに至るまでの経過と今後のスケジュール等についてお伺いいたします。

○議長（野上らん君） 藤井施設部施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（藤井良一君） お答えいたします。

能登半島地震により生じた災害廃棄物につきましては、環境省及び石川県から広域処理の協力依頼があり、以降、受入れに向けて環境省、被災自治体との協議や搬入車両の受入試験などの準備を行い、令和7年1月15日から当組合平野工場を受入れを開始したところでございます。

受入期間につきましては令和7年1月15日から令和8年3月31日を予定し、受入量についてはひと月あたり30トン程度を見込んでおりますが、都度、被災自治体と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

当組合として被災地の早期復旧・復興を支援するため、引き続き関係先とも連携のうえ、最大限受入協力してまいります。

以上でございます。

（施設部施設管理課長藤井良一君、自席へ）

○議長（野上らん君） 5番ますもとさおり君。

○5番（ますもとさおり君） 震災発生から1年が経過しており、被災地ではなお厳しい状況が続いていると認識しております。

環境施設組合としても、被災地に対して早期の復旧・

復興のために最大限の支援ができるよう今後も継続して協力していくことをお願いいたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

（5番ますもとさおり君、自席へ）

○議長（野上らん君） 次に、黒田まりこ君の質疑を許します。

6番黒田まりこ君。

（6番黒田まりこ君、発言席へ）

○6番（黒田まりこ君） 大阪維新の会の黒田でございます。

ただいまますもと議員の方から全体的な予算についてを質疑させていただきましたが、いよいよ2025大阪・関西万博が4月から夢洲で開催され、開幕まであと60日を切りました。万博に向けて大阪市会でも議論を重ねてきたところですが、環境施設組合に関しては、会場の近くに舞洲工場が立地しております。

舞洲工場へのごみ収集車の搬入ルートは会場へのアクセスルートの一部となっており、万が一、交通渋滞が発生すると、万博への影響もさることながら、ごみ処理事業への影響も懸念されるのではないかと考えます。

そこで、万博期間中の環境施設組合の取組等について、ここでしっかりと確認させていただきます。まずは万博会場で発生するごみ、一般廃棄物の発生量と、会場内ではどのように収集され処理されるのかをお聞かせください。

○議長（野上らん君） 理事者の答弁を許します。

藤井施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（藤井良一君） お答えいたします。

万博会場で発生するごみについてでございますが、国際博覧会協会によりますと、万博開催期間中の一般廃棄物の排出量は約3,400トンで、1日当たり約18トンとなっております。

万博会場の閉場後、毎日22時から翌5時までの間に会場内に設置されたごみ集積場からごみを収集し、速やかに当組合の舞洲工場に搬入されることとなります。

以上でございます。

（施設部施設管理課長藤井良一君、自席へ）

○議長（野上らん君） 6番黒田まりこ君。

○6番（黒田まりこ君） 万博会場のごみは速やかに処分して、会場を美しく清潔に保ち、来場者が気持ちよく

快適に過ごしていただけるようにすべきであると考えます。

ごみ焼却工場では、ごみの受入れに当たって搬入停止時間帯を設けておりますが、この停止時間は万博会場の収集時間の22時から5時の時間帯に重なっているとお聞きしております。事業者の方々からは搬入停止時間の重なりによって舞洲工場への搬入時間が大変短くなり時間的に厳しい旨お聞きしており、なんとか時間内に搬入するためにもこの停止時間帯も受け入れていただけるよう御協力が必要になるものであると考えますが、御見解をお聞かせください。

○議長（野上らん君） 藤井施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（藤井良一君） お答えいたします。

ごみ焼却工場における搬入停止時間は、12時から13時、16時から17時、23時から翌1時の間を定めております。

万博会場で発生したごみは速やかに受け入れ適切に処理するため、舞洲工場では万博開催期間中の22時から翌5時までの間に受け入れてまいります。

当組合といたしましては、地元大阪で開催され、我が国そして大阪府市を挙げて取り組んでいる万博の会場から発生したごみに限り、最大限協力させていただくものでございます。

以上でございます。

（施設部施設管理課長藤井良一君、自席へ）

○議長（野上らん君） 6番黒田まりこ君。

○6番（黒田まりこ君） 万博会場から出たごみは速やかに舞洲工場を受入処理する努力をしていただけることで、来場者が清潔感のある会場で過ごしていただけるよう、またごみ搬入業者の方々にも通常以上の御負担がかからないように対応をお願いしたいと思います。

また、本年1月24日に開催された夢洲万博関連事業等推進連絡会議において舞洲工場のごみ収集車両の抑制対策が公表されており、その中で、舞洲工場の点検・修繕期間の変更についてや、焼却工場の点検・修繕期間は焼却炉を停止するため、稼働中の他の工場へごみの搬入先を変更しており、収集車両の台数を通常時より減らしているとお聞きしております。

そこで、万博が開催される令和7年度の舞洲工場の点検・修繕時期についての詳細をお聞かせ願います。

また、点検・修繕期間中においても万博会場で発生するごみの受入れが必要になってくると考えますが、対応についてお聞かせください。

○議長（野上らん君） 藤井施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（藤井良一君） お答えいたします。

焼却工場の点検・修繕を行う定期整備工事についてでございますが、舞洲工場では、例年、年に1回、万博開催期間中にあたる5月から8月の間に実施しております。

舞洲工場へのごみ収集車の搬入ルートは、万博会場へのアクセスルートの一部となっていることから、万博が開催される令和7年度につきましては、万博の閉幕が近づき来場者数が最も多いと見込まれている10月を含む時期に定期整備工事を実施することにより、万博会場周辺における交通混雑の緩和に取り組んでまいります。

なお、舞洲工場の定期整備工事期間中においても、万博開催期間中に会場から搬入されるごみについては受け入れてまいります。

以上でございます。

（施設部施設管理課長藤井良一君、自席へ）

○議長（野上らん君） 6番黒田まりこ君。

○6番（黒田まりこ君） 年間スケジュールを御調整いただき、全体的なごみ処理事業にも支障がない旨お聞きしておりますが、この定期整備工事期間の変更によって、大阪市の許可業者の方々が万博の開場時間外である夜間から早朝にかけて会場内でごみを収集し、環境施設組合では柔軟に搬入を受け入れることで、大阪で開催される万博の来場者の方々が快適な環境で気持ちよく過ごしていただけることに繋がるものだと感じております。

ですので、年間計画とあわせて、ぜひ、ただいま伺ったそれぞれの対応についてもきちんと取り組んでいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

あわせて、万が一、万博開催期間中に舞洲工場にトラブル等が起きたときにも可能な限りのごみの受入対応と、搬入先が変更になった場合にも万博による渋滞をしっかりと考慮したものになるようにしていただくことを要望いたしまして、私からの質疑を終わらせていただきます。

（6番黒田まりこ君、自席へ）

○議長（野上らん君） 次に、山口悟朗君の質疑を許し

ます。

11番山口悟朗君。

（11番山口悟朗君、発言席へ）

○11番（山口悟朗君） 公明党の山口です。よろしくお願いたします。

本年4月13日から大阪・関西万博が開催されるわけがありますけれども、環境施設組合の関連ではですね、先ほど質疑ございましたように、1月24日に開催されました夢洲万博関連事業等推進連絡会議の資料によりますと、舞洲工場のごみ収集車両の抑制対策といたしまして、万博期間中の舞洲工場の点検・修繕時期を変更するというところでございます。

この点検・修繕時期の見直しについて、改めて確認をさせていただきます。

また、これまでこうしたイベントによりまして、点検修繕時期を変更したことがあったのかどうかも併せてお伺いたします。

○議長（野上らん君） 理事者の答弁を許します。

藤井施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（藤井良一君） お答えいたします。

舞洲工場の点検・修繕を行う定期整備工事につきましては、例年、年に1回、万博開催期間中にあたる5月から8月の間に実施しているところです。

舞洲工場へのごみ収集車の搬入ルートは、万博会場へのアクセスルートの一部となっていることから、万博が開催される令和7年度につきましては、来場者数が最も多いと見込まれ、発生交通量の抑制や集中の平準化などを強く呼びかける時期となっている万博閉幕直前の10月を含む時期に定期整備工事を実施することといたしました。

これにより万博会場周辺における交通混雑の緩和に取り組んでまいります。

なお、これまでにイベント等による理由で定期整備工事の時期を変更したことはございません。

当組合といたしましては、地元大阪で開催され、我が国そして大阪府市を挙げて取り組んでいる万博に限り、最大限協力させていただくものでございます。

万博期間中の交通円滑化を図るため、構成市のごみ処理事業に影響のない範囲で、万博の円滑な運営に寄与してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（施設部施設管理課長藤井良一君、自席へ）

○議長（野上らん君） 11番山口悟朗君。

○11番（山口悟朗君） 配付資料（1）を御覧いただければというふうに思います。

こちらはですね、令和6年度の焼却工場の定期整備工事等の予定というふうになっております。青色の部分なんですけれども、こちらの焼却炉を停止して行う定期整備工事でありまして、ごみ処理も停止をする時期というふうになります。

そして、黄色の着色部分がですね、先ほど、答弁ございました令和7年度の舞洲工場の定期整備工事の時期というふうになります。

舞洲工場の定期整備工事の時期の変更は、万博会場周辺における交通混雑緩和に貢献するというふうな取組であるというふうに思いますけれども、令和7年10月のごみ処理に影響はないのでしょうか。

令和7年度の定期整備工事をどのように計画をしているのかお伺いをいたします。

またですね、この配布資料を見ていただいたらわかるんですけれども、西淀工場の中点検というのは他の工場が1回であるんですけれども、年2回というふうになっております。この部分についてもあわせてお答えを願います。

○議長（野上らん君） 藤井施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（藤井良一君） お答えいたします。

配布資料（1）のとおり、令和7年度につきましては、舞洲工場の定期整備工事を10月を含む時期に実施することとしております。

その代わりに、例年10月頃に実施している西淀工場の定期整備工事を5月から8月に変更することで、ごみ処理能力を確保いたします。

このほか、定期整備工事の概ね半年前に整備の範囲や方法などを事前に調査する中間点検の実施時期を調整するなどし、1年間を通して当組合のごみ処理事業に支障が生じないよう、令和7年度の定期整備工事を計画してまいります。

また、令和6年度の西淀工場の中間点検につきましては、1回目が中間点検となっており、2回目はボイラー清掃を実施する計画的な整備となっておりまして、計2

回となっております。

以上でございます。

（施設部施設管理課長藤井良一君、自席へ）

○議長（野上らん君） 11番山口悟朗君。

○11番（山口悟朗君） 令和7年度のですね、ごみ処理に支障がないように計画していただきますよう、よろしくお願いたします。

続いて配布資料（2）を御覧いただければと思います。こちらはですね、環境施設組合の稼働している工場と建替えを行っている鶴見工場の配置図で、竣工年月や供用年数が記載されております。例といたしまして西淀工場は平成7年に竣工しておりまして、既に30年近く稼働しております。供用年数が長くなっている工場は老朽化によりまして故障停止も多いというふうに思います。そうした中で、故障停止が一因となりまして、収集車両がごみを投入できる扉の数がですね、通常よりも少なくなって、収集車両の待ち時間が生じていると、そういった声も頂戴しております。

そこでお伺いいたしますけれども、各工場には焼却炉が2基設置をされ、6工場全体で計12の焼却炉が存在しておりますけれども、令和6年度の焼却炉の故障の停止回数、停止日数についてお伺いをいたします。

また、故障停止を防止するためどのような取組を実際に行っているのかお伺いいたします。

○議長（野上らん君） 藤井施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（藤井良一君） お答えいたします。

令和6年度の6工場全体の停止回数は、1月末現在で27回でございます。

停止日数につきましては、最短で1日、長い場合で29日間となっております。

当組合では、主要設備の故障による停止を防止するため、中長期整備計画を策定し定期整備工事を実施しているところです。

今後も引き続き、中長期整備計画を見直すなどし、PDCAサイクルを継続的に実施することにより、工場の安定稼働の推進に努めてまいります。

以上でございます。

（施設部施設管理課長藤井良一君、自席へ）

○議長（野上らん君） 11番山口悟朗君。

○11番（山口悟朗君） 長期事故停止リスクを可能な限

り低減をするために、効果的な整備工事を行って、安定した工場の操業となるよう努めていただきますようお願いいたします。

次に、鶴見工場の建替えについてお伺いをいたします。

鶴見工場の建替えは順調に進捗しているということでもありますけれども、鶴見工場は旧工場より処理能力をアップして建替えをするというふうに思いますが、その理由について改めてお伺いをいたします。

○議長（野上らん君） 成瀬建設企画課長。

（施設部建設企画課長成瀬新吾君、答弁席へ）

○施設部建設企画課長（成瀬新吾君） お答えいたします。

環境施設組合ではごみ焼却工場の整備・配置計画を策定しております。

これは、平成24年4月の大阪市戦略会議において策定した計画を、組合設立時に引き継いだものとなっております。

当時の計画では、鶴見工場の焼却炉2炉分の処理能力は、1日あたり450トンとしておりました。

平成30年9月に、現在、当組合の構成市である守口市の加入を検討するにあたり、守口市の1日あたりのごみ処理量120トン进行考慮した結果、鶴見工場の処理能力は1日あたり570トンとなりました。

しかしながら、将来的な処理能力を見ますと、令和23年から34年度の間で、焼却炉2炉分の処理能力が1日あたり900トンの舞洲工場及び平野工場の建替工事を行う際に、1日あたり50トンの処理能力不足が生じるため、鶴見工場の処理能力を1日あたり620トンとして処理能力を確保することとしました。

以上でございます。

（施設部建設企画課長成瀬新吾君、自席へ）

○議長（野上らん君） 11番山口悟朗君。

○11番（山口悟朗君） 工場の建替計画について、最後なんですけれども、確認をさせていただきます。

鶴見工場の次はですね、竣工年次からしますと西淀工場になるというふうに思います。竣工しまして約30年となっております、老朽化も進んでいるというふうに思います。

また、西淀工場は海に近いということもございまして、浸水のリスクも高いものというふうに思われます。

政府の地震調査委員会は、令和7年1月、マグニチュ

ード8から9程度が想定される南海トラフ巨大地震の30年以内の発生確率をこれまでの「70%～80%」から「80%程度」に引き上げたというふうに発表をしております。大規模災害のリスクはですね、さらに高まっているといった状況でございます。

これらを踏まえまして、西淀工場の建替えにあたりまして、どのような災害対応が必要なのかお伺いいたします。

○議長（野上らん君） 成瀬建設企画課長。

（施設部建設企画課長成瀬新吾君、答弁席へ）

○施設部建設企画課長（成瀬新吾君） お答えいたします。

委員御指摘のとおり、大規模災害のリスクは高まってきたと考えております。

令和5年6月に閣議決定した廃棄物処理施設整備計画において、災害時も含めた持続可能な適正処理の確保などを基本的理念として、頻発する大規模災害等に備えて、一般廃棄物処理システムの強靱性を確保することが求められております。

当組合としましては、今後の建替工事においても、施設の耐震化や浸水対策等を推進し、廃棄物処理施設システムとしての強靱性を確保してまいります。

西淀工場についてでございますが、立地は湾岸部に位置しており、大規模災害発生時に1から3mの浸水が想定されております。

搬入車両がごみを投入するプラットホームが1階にあるため、ごみピットへの浸水対策を行う必要があることから、スロープ等を設けてプラットホームを上階に上げるなどの対応を建替工事において行う計画となっております。

以上でございます。

（施設部建設企画課長成瀬新吾君、自席へ）

○議長（野上らん君） 11番山口悟朗君。

○11番（山口悟朗君） 舞洲工場の定期整備工事の変更というものは、万博開催中の交通渋滞緩和につながるというふうに思います。

また故障による焼却炉の停止回数の削減、これによりまして工場でのですね、搬入車両の待ち時間というのが非常に問題となっておりますので、よろしくお伺いいたします。

最後になりますけれども、新鶴見工場竣工後、すぐにですね、最後答弁いただきました西淀工場の建替えに入

っていただきますようお願いいたしまして、私の質疑を終わります。

（11番山口悟朗君、自席へ）

**○議長（野上らん君）** 次に、武直樹君の質疑を許します。

14番武直樹君。

（14番武直樹君、発言席へ）

**○14番（武直樹君）** 無所属の大阪市議員の武直樹です。

私の方からですね、一点昨年10月に東淀工場でピット火災が発生した点についてお伺いします。この火災です、クレーン設備などの機器が故障したためですね、数日間、一週間ごみの搬入が停止することになりました。火災当日はですね、消防も駆けつけて、消火活動を実施したとのこと。

消防による実況見分の結果、ごみピット内からスプレー缶などが発見されましたが、原因の特定に至らなかったと聞いております。

今回の火災はですね、本当に大規模な火災だったわけですが、お聞きするとね、実は、小規模な火災はわかりたくさん、頻繁に起きていると、僕は知らなかったんですけどね、ということですが、焼却工場ではピット火災に対応する設備が設置されているということです。その設備内容は、どのようなものなのかお答えください。

また、近年のですね、組合全体でのピット火災の発生件数と、そのうち消防へ要請した件数についてお答えください。

**○議長（野上らん君）** 理事者の答弁を許します。

藤井施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

**○施設部施設管理課長（藤井良一君）** お答えいたします。

当組合の焼却工場では、ごみピット消火設備を設置しており、赤外線温度計によりごみピット全域のごみ表面温度を常時監視し、ごみ表面温度が設定以上の温度を検知した際は、温度が上昇した場所に、自動で放水し初期消火を行います。

また、手動で放水銃を操作し消火活動を行う場合もあります。

組合全体でのピット火災の発生件数は、令和3年度が14件、令和4年度が13件、令和5年度が23件、令和6年

度が1月末時点で18件と増加傾向でございます。

うち、消防へ要請した件数は、令和4年度が1件、令和5年度が2件、令和6年度が2件でございます。

以上でございます。

（施設部施設管理課長藤井良一君、自席へ）

**○議長（野上らん君）** 14番武直樹君。

**○14番（武直樹君）** ありがとうございます。

ごみピット火災は、このごみピット消火設備や手動操作によって初期消火を行うということです。

火災発生件数はですね、令和5年が23件、今年度が現時点で18件ということですね、思った以上に多いというふうに私は思いました。消防の要請件数自体はその中でみるとまねなようです。

今回の東淀工場のピット火災については、このごみピット消火設備が付いているんですけど、何でね、この対応ができなかったのでしょうか。

またですね、視察させていただいたときに聞いたんですけど、クレーン作業は手動で行うときと自動で行うときがあるといったことで、自動運転の際はモニター監視になっちゃうので、消火作業が遅れるんじゃないのみたいな御指摘をちょっといただいたので、この質疑をさせていただいてるんですけど、今回の事案を受けてですね、環境施設組合の再発防止策についてお答えください。

**○議長（野上らん君）** 藤井施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

**○施設部施設管理課長（藤井良一君）** お答えいたします。

今回の東淀工場の火災では、ごみピット内で火災が一気に燃え広がったため、ごみピット消火設備では消火に至りませんでした。そのため、消防へ出動を要請いたしました。

また、手動運転時と自動運転時で消火作業に差が生じることはないと考えております。

再発防止策につきましては、市民や事業者など排出者に向けて、ごみの分別やリサイクルの徹底を促す啓発を充実させるため、今回の事例などを用いてホームページにて発信しております。

あわせて、各構成市のごみ排出方法やごみによる火災発生への注意喚起について当該ホームページで案内するなど、各構成市にも啓発への御協力をお願いしております。

以上でございます。

（施設部施設管理課長藤井良一君、自席へ）

○議長（野上らん君） 14番武直樹君。

○14番（武直樹君） ありがとうございます。

今お答えいただいたようにですね、今回の東淀工場の火災はですね、ごみピット消火装置の能力を超えた火災ということで、ホームページに載せてくれてて、動画も今見れるんで、本当に一気にね、広がっている様子がよくわかるのですが、この消火設備では無理やったなというのがよくわかりますけど、ひとたびこうした大規模な火災が起こればですね、今回の事例では一週間もですね、焼却場が使えなくなり、関係各位、市民にも多大な影響を与えるわけです。先ほどからも言われてましたが、故障もそうですけど、火事でね、こうやって停まることもあるわけです。

近年、ごみピット火災が増加しており、焼却工場を安定操業するためには、やっぱりこう受ける側じゃなくですね、出し方について市民、事業者への啓発が重要やと考えますけども、組合の方でね、ホームページにアップしていただいているんですけども、組合のホームページ中々誰も、皆さん見ました。見てます。なかなか見にいかないじゃないですか。頑張って組合側は周知してくれているんですけども、収集側の工夫がさらに必要やと考えます。

ここに構成市の関連ページもリンク貼ってくれてて、見せていただいたんですけども、出し方によって焼却場まで燃えちゃいますよみたい書いてる構成市のホームページはありませんでしたので、パッカー車も燃えちゃいますみたいなのは見えてるんですけども、本当にこんなことにまでつながるといところがね、僕、事務所の子とか、市民の皆さんとかに、そんな燃えること知らなかったわ、みたいなことも言うてはりましたので、こちらでも大阪市の環境局さんに連携して、収集の側に注意喚起してほしいなということ、出す側のマナーの問題もありますからなかなかすぐには効果が出ることはないかもしれないけど、でも言い続けるしかありませんので、ぜひ構成市とも連携して啓発活動に取り組みられるようお願いいたしますし、構成市の議員各位の皆様にも各構成市でまたつなげていただければなということをお願いしまして、私の質疑を終わります。

（14番武直樹君、自席へ）

○議長（野上らん君） 次に、井上浩君の質疑を許しま

す。

15番井上浩君。

（15番井上浩君、発言席へ）

○15番（井上浩君） 日本共産党の井上でございます。よろしく願いいたします。

令和7年度予算案について質疑をいたします。

この度の令和7年度予算案においては職員数について前年度と同数としておられますが、これはどのような要因によるものなのか端的にお聞きしたいと思います。

○議長（野上らん君） 理事者の答弁を許します。

川崎総務部総務課長。

（総務部総務課長川崎邦夫君、答弁席へ）

○総務部総務課長（川崎邦夫君） お答えいたします。

令和7年度の職員数につきましては、令和6年度末の定年退職等により17人が減少となりますが、新規職員の採用や再任用による増加もあり、合計では令和6年度と同数になっております。

以上でございます。

○議長（野上らん君） 15番井上浩君。

○15番（井上浩君） ごみ焼却工場の運営・維持管理につきましては、ごみを適正に処理するだけではなく、余熱利用、エネルギー回収とともに環境負荷の低減に至るまで、高度な運転技術と設備故障の未然防止、事故発生時の迅速な対応など工場の安定稼働を支える運転管理能力が必要でありまして、それらは長い経験と知識の積み重ねにより取得できるというふうにお聞きをしております。

そのような技術の継承や技術水準の確保は非常に重要であり、新規採用の凍結や退職者不補充による人員削減の方針のもとでは、組織の活性化はもとより、技術水準の維持が困難になるということを私は本議会で繰り返し指摘をしてきたところであります。

この間ようやくですね、新規職員の採用や再任用に踏み切っていただいたということで、この点は評価をさせていただきますと思います。新規職員の採用や再任用にかじを切っていただいた、その結果、今の御答弁のような状況になったわけでありまして。

私、この職員体制の基盤の問題っていうのはずっと質疑をしてまいりました。今回、予算案で減らなかったというのは初めてです。ずっと減ってきたんです。だからここを問題にしてきたわけでありまして。ただ同数ということで増えてはいないんですね。増えてはいない。だけ

ど今申し上げたように、新規職員の採用や再任用に踏み切ったということで、軌道修正を図っていただいたという点では評価をさせていただきます。

ぎりぎりの職員体制で工場を運営するという状況が続きますと、急迫不正の事態に決して対応できません。それはコロナ禍ですとか、台風21号をはじめ様々な自然災害のときの対応で皆さんも重々その点は御承知だというふうに認識をしております。

引き続きですね、これまで培った技術力を継承し、安全で安定したごみ処理を担うために必要な職員の採用と育成に努めていただく事をお願いしたいと思います。

○議長（野上らん君） 15番井上浩君。

○15番（井上浩君） 次に鶴見工場の運営についてお聞きをいたします。

現在稼働中の住之江工場のDBO方式は、運転管理業務を一括して、長期にわたって民間事業者へ委託する方式でございますが、公共の役割と責任の後退という点で、これまでの議会で度々、異議を唱えてきたところであります。

鶴見工場につきましては現在工事中ということですが、将来の運営形態についてお聞きをしたいと思います。

○議長（野上らん君） 成瀬建設企画課長。

（施設部建設企画課長成瀬新吾君、答弁席へ）

○施設部建設企画課長（成瀬新吾君） お答えいたします。

鶴見工場で採用いたします運転業務委託は、住之江工場のように一括して民間事業者へ委託するDBO方式とは異なり、工場の運転計画の策定やプラント設備の整備計画の立案、定期整備工事等の発注、監督、検査業務等は引き続き組合職員が行い、技能職員が行っております。日常の運転監視や点検等の業務のみを民間事業者へ委託する方式でございます。

以上でございます。

（施設部建設企画課長成瀬新吾君、自席へ）

○議長（野上らん君） 15番井上浩君。

○15番（井上浩君） 令和7年度の鶴見工場建替にかかる全体の事業費は、47億6,300万4千円ということでありまして、そのうち建替工事費が47億1,774万円、設計施工監理業務委託費が4,526万4千円ということでございます。

今御答弁にありましたように、鶴見工場については住

之江のようなDBO方式とは異なるとはいえですね、運営形態については基本的にはすべて組合直営で行うべきという我々の立場に変わりはありません。

従いまして、事業全体について公共の役割がしっかり果たされているか、ここが一番大事な点でございますので、そのあたりの今後の取組状況を注視して、都度、態度表明してまいりたいと思います。

以上で質疑を終わります。

（15番井上浩君、自席へ）

○議長（野上らん君） これをもって、質疑を終結いたします。

○議長（野上らん君） これより採決に入ります。

議案第1号及び議案第2号について、一括して採決いたします。

○議長（野上らん君） お諮りいたします。

議案第1号及び議案第2号について、いずれも原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野上らん君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号について、いずれも原案どおり可決されました。

○議長（野上らん君） 次に、日程第8、議案第3号、アンモニア水の取得について及び日程第9、議案第4号、かせいソーダの取得についてを一括して議題といたします。

○議長（野上らん君） 理事者の説明を求めます。

松井事務局長。

（事務局長松井年徳君、答弁席へ）

○事務局長（松井年徳君） 議案第3号、アンモニア水の取得について及び議案第4号、かせいソーダの取得について、一括して御説明を申し上げます。これらは焼却工場の運営において発生します排ガス中の有害物質を除去するために必要な工業薬品である、アンモニア水及びかせいソーダを買い入れるものでございます。

それぞれ予定価格が7千万円以上となりましたため、大阪広域環境施設組合財産条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第3号、アンモニア水の取得について及び議案第4号、かせいソーダの取得について御説明いたしました。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

（事務局長松井年徳君、自席へ）

○議長（野上らん君） これより採決に入ります。  
議案第3号及び議案第4号について、一括して採決いたします。

○議長（野上らん君） お諮りいたします。  
議案第3号及び議案第4号について、いずれも原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野上らん君） 御異議なしと認めます。  
よって、議案第3号及び議案第4号について、いずれも原案どおり可決されました。

○議長（野上らん君） 次に、日程第10、議案第5号、公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

○議長（野上らん君） 理事者の説明を求めます。  
松井事務局長。

（事務局長松井年徳君、答弁席へ）

○事務局長（松井年徳君） 議案第5号、公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

公平委員会委員鎌倉利光氏の任期が、来る令和7年3月31日をもって満了いたしますので、その後任につきまして、鎌倉利光氏を再び選任いたしたいと存じます。

同氏の経歴につきましては、お手元配付の略歴のとおりでございます。人格・識見ともに優れ、本組合の公平委員会委員として適任と存じます。

以上、議案第5号、公平委員会委員の選任について御説明いたしました。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

（事務局長松井年徳君、自席へ）

○議長（野上らん君） これより採決に入ります。

○議長（野上らん君） お諮りいたします。  
議案第5号について、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野上らん君） 御異議なしと認めます。  
よって、議案第5号は、これに同意することに決しま

した。

○議長（野上らん君） 次に、日程第11、議案第6号、懲戒審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

○議長（野上らん君） 理事者の説明を求めます。  
松井事務局長。

（事務局長松井年徳君、答弁席へ）

○事務局長（松井年徳君） 議案第6号、懲戒審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

懲戒審査委員会委員水島郁子氏、林和宏氏、村角明彦氏の任期が、来る令和7年3月31日をもって満了いたしますので、その後任につきまして、川村行論氏、小谷成美氏、堀内聡氏を新たに選任いたしたいと存じます。

以上3名の経歴につきましては、お手元配付の略歴のとおりでございます。人格・識見ともに優れ、本組合の懲戒審査委員会委員として適任と存じます。

以上、議案第6号、懲戒審査委員会委員の選任について御説明いたしました。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

（事務局長松井年徳君、自席へ）

○議長（野上らん君） これより採決に入ります。

○議長（野上らん君） お諮りいたします。  
議案第6号について、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野上らん君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、これに同意することに決しました。

閉 議

○議長（野上らん君） 本日の日程は以上で終了いたしました。

閉 会

○議長（野上らん君） 本定例会はこれをもって閉会いたします。

午後4時37分閉会

大阪広域環境施設組合議会議長

野上 らん

大阪広域環境施設組合議会議員

福本 健一

大阪広域環境施設組合議会議員

服部 浩之

○大阪広域環境施設組合議会（定例会）会議録（令和7年2月13日）（終）